第三百条第一項第二号中ニを ホとし、ハを ニとし、ロの次に次のように加える。
ハ　役員の婚姻前の氏名を、当該役員の氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第三百条第一項第三号に次のように加える。
ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第三百条第一項第四号に次のように加える。
ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第三百四条第二号ハ中⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。
⑶　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、⑵に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第三百四条第三号に次のように加える。
ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第三百四条第六号に次のように加える。
ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
別紙様式第一号第2面注意事項3に次のように加える。
⑷　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3　氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第一号第4面に次のように加える。
（注意事項）
婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第一号第5面及び第6面に次のように加える。
（注意事項）
婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第九号第4面及び第5面に次のように加える。
（注意事項）
婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第九号第9面及び第10面に次のように加える。
（注意事項）
婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第十八号第4面注意事項を次のように改める。
（注意事項）
1　役員には取引所取引店の所在する国における代表者を含む。
2　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第十八号第9面に次のように加える。
（注意事項）
婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「国内における代表者の氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第十九号の二第4面注意事項を次のように改める。
（注意事項）
1　役員には電子店頭デリバティブ取引等店の所在する国における代表者を含む。
2　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第十九号の二第8面に次のように加える。
（注意事項）
婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「国内における代表者の氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第二十四号第2面注意事項3中ニを ホとし、ハの次に次のように加える。
ニ　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3　氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第二十四号第3面に次のように加える。
（注意事項）
婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
別紙様式第二十七号第2面の表注意事項2中「法人格の有無」を「1　法人格の有無」に改め、同記載上の注意3中「監督委員会の委員の氏名」を「12　監督委員会の委員の氏名」に改め、同記載上の注意中3を4とし、2の次に次のように加える。
3　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「6　登録申請者（外国法人に限る。）の法第66条の28第1項に規定する国内における代表者又は第297条に規定する者の氏名」、「10　法令等遵守責任者の氏名」、「11　信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名」及び「12　監督委員会の委員の氏名」の欄に内書（括弧書）で併せて記載することができる。
別紙様式第二十七号第3面に次のように加える。
（注意事項）
婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に内書（括弧書）で併せて記載することができる。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第二条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の六第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十二条の十一第二項第二号及び第三号を次のように改める。
二　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
三　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格